

ローカル 5Gの普及拡大に 向けたガイドラインの改定等

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
電波部

- 本案件について、キヤノン社と累次にわたり意見交換等を実施。
具体的には、**ローカル5Gの開始にあたり**、親会社から子会社に電気通信役務を提供する場合における、「ローカル5Gガイドライン」等に記載された電気通信事業**法の解釈**について、相談を受けたところ。その結果、
- ① 本案件は、**制度を変更することなく（現行の制度内で）、キヤノン社が要望する役務の提供方法が実施可能**であることが判明。その旨をキヤノン社に説明。
 - ② また、本案件が、今後、ローカル5Gの普及展開において、有用なモデルであると考え、「ローカル5Gガイドライン」に、
 - ・「電気通信事業を営む」に該当しない事例
 - ・本案件に係るIMSI（イムジー）の使用事例**を追記することとし、解釈や手続を明確化。**
 - ③ さらに、（これまで記載のなかった）**総務省の相談窓口（連絡先）を上記ガイドラインに追記**することとし、個別の問い合わせがあった場合には、担当者との打ち合わせ（オンライン会議を含む）等を通じて、法解釈の明確化等を図る予定。